

S.F.A.通信 第28号

(和歌山県漁業士連絡協議会報)

令和3年3月

発行：和歌山県漁業士連絡協議会

S.F.A. (=Senior Fishery Adviser、漁業士)

漁業士

将来の中核的漁業者として期待される漁業者や、優れた漁業経営を行い指導的役割を果たしている漁業者をそれぞれ「青年漁業士」、「指導漁業士」と県が認定し、現在109名(令和3年3月)の漁業士が地域産業の担い手として活躍しています。

和歌山県漁業士連絡協議会

漁業士相互の交流や資質向上、連絡調整を目的に平成元年に発足した和歌山県内の漁業士で構成される組織です。

年1回の総会のほか、他県漁業士との交流会、魚食普及活動、部会単位での会合などを通じて、お互いの情報交換や親睦を図っています。

～令和2年度和歌山県漁業士連絡協議会通常総会～

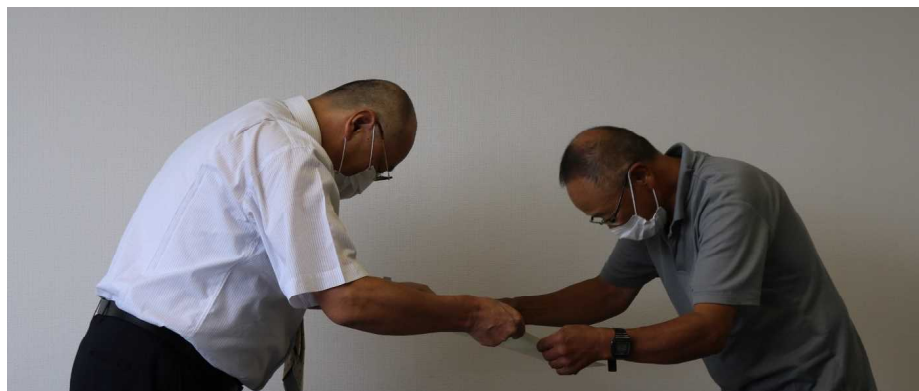
今年度の通常総会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年のように会員の皆様に集まっていたのではなく、書面で開催するという形になりました。令和2年6月30日(火)、事前に会員の皆様に提案しておりました令和元年度の事業報告と令和2年度の事業計画(案)について、過半数を越える承認の意思表示をいただきました。この度はやむを得ない書面開催にご協力にいただき、誠にありがとうございました。

～第2回役員会の開催～

令和2年9月2日(水)に田辺市の漁村センターにおいて令和2年度第2回役員会を開催しました。本役員会においては、総会の結果報告をはじめ、令和2年度の魚食普及活動や漁民の森活動、婚活イベントなどについて協議を行いました。今年度の漁民の森の補植(植樹)については新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、役員だけで実施すること、白浜町で実施する予定であった婚活イベントについては今年度は中止とし、来年度以降に延期することを決定しました。

～漁業士勇退式～

令和2年9月18日（金）に比井崎漁業協同組合において、今年度漁業士の定年を迎えられた白井健次指導漁業士に会長より感謝状と記念品の授与が行われました。白井漁業士は平成8年度に認定され、一本釣り部会を中心に20年以上にわたって本会の活動に尽力されました。漁業士連絡協議会の活動への長年のご協力、誠にありがとうございました。



▲感謝状の授与（右側が白井漁業士）

～魚食普及活動～

漁業士連絡協議会では、魚食普及活動に力を入れて取り組んでいます。令和2年は部会活動も含め、計6回の魚食普及活動を実施しました。

令和2年度魚食普及活動一覧

実施年月日	対 象	内 容	備 考
令和2年10月25日	上富田町立市ノ瀬小学校 5年生	漁具装着体験 漁業の話①魚の食べ方について 漁業の話②まき網漁業について	まき網部会 西牟婁地区部会
令和2年10月30日	御坊市立わかば保育園児	お魚タッチ、お魚教室（サワラの解体） チリメンモンスター探し	本会
令和2年11月13日	御坊市立塩屋小学校 5年生	お魚教室、漁港施設見学 漁業の話①日高地方の漁業について 漁業の話②まき網漁業について	まき網部会
令和2年11月18日	和歌山県立はまゆう支援学校 中等部1年生	漁業の話①漁業について 漁業の話②まき網漁業について お魚タッチ、チリメンモンスター探し、 漁具装着体験	まき網部会 西牟婁地区部会
令和2年11月19日	和歌山県立はまゆう支援学校 中等部2、3年生	漁業の話①漁業について 漁業の話②まき網漁業について お魚タッチ、チリメンモンスター探し、 漁具装着体験	まき網部会 西牟婁地区部会
令和2年12月22日	有田市立保田小学校 5年生	漁業の話 有田地区の漁業について お魚タッチ、チリメンモンスター探し	有田地区部会



▲上富田町立市ノ瀬小学校の魚食普及活動



▲御坊市立わかば保育園の魚食普及活動



▲和歌山県立はまゆう支援学校の魚食普及

◆◆◆部会情報◆◆◆

～～有田地区部会～～

令和2年12月22日（火）に有田市立保田小学校で水産教室を行いました。水産教室では有田地区の漁業について紹介した後、児童からの質問について回答したり、底びき網漁業や潜水漁業などで漁獲された魚介類に実際に触れてもらったり、「チリメンモンスター」を使い、シラス漁で混獲される色々な魚介類を選び分けることで、魚についての興味を深めてもらいました。



▲チリメンモンスター探しの様子

～～まき網部会～～

令和2年11月13日（金）に御坊市立塩屋小学校の校外学習に協力して紀州日高漁業協同組合で魚食普及活動を行いました。漁港施設の見学では、まき網漁業で漁獲された生きた魚に触れてもらったり、漁船に乗船して見学してもらう体験学習を行いました。最後は組合の会議室で模型を用いたまき網漁業についての説明を行い、地元の子どもたちに自分たちの住む地域の漁業についての理解を深めてもらいました。



▲まき網漁船見学の様子

～～西牟婁地区部会～～

令和2年8月28日（金）に和歌山南漁業協同組合白浜支所において、西牟婁地区部会の総会を開催しました。総会では、役員を選任、令和元年度部会報告、令和2年度部会活動計画について話し合いました。役員選任については、現行役員再選（会長：香川透漁業士、副会長：真鍋和功漁業士）を行い、令和元年度の部会報告については、魚食普及活動や研修会の結果についての報告、令和2年度部会活動計画として、魚食普及活動や視察研修会の開催を決定しました。



▲総会の様子



▲視察研修の様子

令和2年11月17日（火）に和歌山県水産試験場で11月2日に竣工した県漁業調査船「きのくに」の視察研修を行いました。「きのくに」に乗船して、船内設備（操舵室、研究室、機関室等）について水産試験場の担当者や乗組員から説明を受けて、和歌山県で行われている試験研究について理解を深めました。また、見学に来ていた海草地域や東牟婁地域の漁業者とも交流を深めました。

お問い合わせ先 和歌山県漁業士連絡協議会事務局
和歌山県漁業協同組合連合会 総務指導課 浦崎・岩崎
TEL 073-431-5101 FAX 073-422-1137
E-mail wk-shido@wkgyoren.jf-net.ne.jp

◆◆◆ われら漁業士 ◆◆◆

～仲間と取組む漁業を次世代へ～

和歌浦漁業協同組合

指導漁業士 岩橋 篤宏

平成30年に指導漁業士に認定された和歌浦漁業協同組合の岩橋篤宏です。漁師歴は今年で23年となります。昔から海が好きで、趣味がサーフィンということもあり、若い頃は海へ頻繁に訪れていました。そして、いつしか馴染みのある海で働く漁師になりたいという思いを抱くようになり、いざ脱サラして就業してからあっという間に20年以上の月日が経ちました。就業から今まで主にシラス漁を営んでいます。もともと漁家の出身ではないので、知人にシラス漁師さんを紹介してもらったのが就職のきっかけです。その他漁業としては10年ほど前から刺し網やカニかご、採介藻も行っています。

当然のことなのですが、漁業は自然が相手の仕事なので、毎日獲れる量や生き物が変わります。ある程度予想はして操業しますが、それでもやはり予想と異なることは多々あります。そんな状況の中で試行錯誤しながら働くことがとても楽しく、たくさん獲れた時や予想が的中した時は漁師という仕事に他の仕事では味わえないやりがいや魅力を感じます。

その他の取り組みとしては漁協の青年部にも所属していて、干潟の保全活動や、地元小学生への環境教育活動にも積極的に参加しています。具体的には干潟で食害を発生させている生物を除去し、景観や生態系の保全をしようとして、小学生に潮干狩りや生き物観察会などを体験してもらって海に親しみをもってもらおうといった内容です。

どこの漁協も境遇は似ていると思いますが、漁師は魚を獲るだけといった状況では無くなり、様々なことに対する積極性が必要な時代になっているかと思っています。

私自身も昨年指導漁業士になりましたが、まだまだ周りは先輩ばかりです。今後も現役で頑張りつつ、海での仕事に誇りを持ちながら様々なことにチャレンジし、これからも試行錯誤を繰り返し、楽しみながら漁師という仕事を続けていきたいと思っています。



邪魔物から水産資源、そしてその先へ… 未利用資源の活用

日高振興局 大野普及員

紀州日高漁業協同組合では平成28年から“水産資源”として由良町の「アカモク」を商品化し、令和2年度は約3t収穫・加工しました。この取り組みのそもそものきっかけは、「アカモクも食べられますよ。」との何げない県水産試験場職員からの提案でした。海面近くまで繁り、漁船のスクリューに絡まる“邪魔物”として扱われていた「アカモク」でしたが、実際に食べてみると独特の食感と粘りがあり美味しい上、栄養価が非常に高いことがわかりました。

しかし、いくら「アカモク」が美味しくても消費者が手にとってくれなければ所得に繋がりません。そこで漁業者自らが、行政と協力し、店頭でのPRを行うとともに、さらにテレビや新聞にも取り上げてもらい情報発信を重ねてきました。現在では、由良町の特産品としてスーパーマーケットや道の駅、ご当地グルメとして浸透しつつあります。

また、「アカモク」加工に従事する組合員からの「手が潤うようになった」などの声を受け、近畿大学が研究した結果、豊富に含まれる粘り成分『フコイダン』が美容にも良いことがわかりました。これを契機に食用利用だけでなく、同大学と化粧品の共同開発に着手するとともに、昨年からは大学及び漁業関係者に加え行政との連携によるPRに取り組み、令和3年2月1日から新たにアカモク由来の化粧品「AKKYURA(アキュラ)」の販売を開始しました。この「AKKYURA」はアカモクの頭文字のAKと由良町のYURAを掛け合わせた名前です。漁業者だけでなく地域全体が潤うようにとの思いを込めています。また、売り上げの一部を地域の海域の保全に充てるなど地域内循環にも取り組んでいます。

今後も引き続き漁業者と一緒に、食も美も、多くの消費者にご購入いただけるようPRしていくとともに豊かな藻場を保全していきたいと思えます。

※本商品に関するお問い合わせは、紀州日高漁協（0738-22-0451）まで



紀州あかもく



AKKYURA (アキュラ)

インターネットを利用した部落差別の解消を推進します ～「和歌山県部落差別解消推進条例」を一部改正しました～

和歌山県では、令和2年3月24日から条例を施行し、行政、県民、事業者等が一体となつて、部落差別のない社会の実現を目指して取り組んでいます。

しかしながら、インターネット上に同和地区やその関係者を忌避するといった部落差別の書き込みなどがあり、県が把握した部落差別の書き込みについてはプロバイダ等に対して削除依頼を行っていますが、削除されていないものもあります。

このような状況を踏まえ、より一層、インターネットを利用した部落差別の解消を推進するため、条例を改正し、令和2年12月24日から施行しています。

和歌山県では、引き続き、部落差別の解消のための教育・啓発や、県民の皆さんからの相談への対応などに取り組んでいます。

県民の皆さんには、インターネット等により部落差別を行うことは決して許されないものであるという認識のもと、部落差別の解消のための取組をお願いします。

【同和問題（部落差別）の相談窓口】

- ・（公財）和歌山県人権啓発センター
TEL 073-421-7830 FAX 073-435-5421
 - ・和歌山県人権政策課
TEL 073-441-2563 FAX 073-433-4540
- ※各振興局総務県民課でも相談できます。

【お問い合わせ先】

和歌山県人権政策課
TEL 073-441-2561
FAX 073-433-4540

-STOP!コロナ差別-誹謗中傷等が行われない社会の実現を目指します ～「和歌山県新型コロナウイルス誹謗中傷対策条例」を施行しました～

和歌山県においても、新型コロナウイルスに対する不安やおそれから、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者などへの誹謗中傷や風評被害、SNS等による感染者などの特定といった被害が発生しています。

このような状況を踏まえ、本県では、誹謗中傷等が行われない社会の実現を目指し、令和2年12月24日から「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を施行しています。

和歌山県では、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすための教育・啓発や、県民の皆さんからの相談への対応などに取り組んでいます。

県民の皆さんには、不確かな情報や根拠のない噂に惑わされることなく、県や市町村などの正しい情報に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないよう、人権に配慮した行動をお願いします。

【コロナ差別相談ダイヤル（和歌山県人権政策課）】

TEL 073-441-2563 FAX 073-433-4540

- ※（公財）和歌山県人権啓発センターや
各振興局総務県民課でも相談できます。

【お問い合わせ先】

和歌山県人権政策課
TEL 073-441-2561
FAX 073-433-4540